

河合町 学童保育のしおり



【学童保育所とは】

放課後（主に日中）、保護者が就労等により家庭にいない世帯の小学生を対象に子どもらしい遊びや生活の指導を通して、児童の健全な育成を図る目的で開設しています。

河合町役場 子育て健康課

最終更新【令和7年7月11日】

【学童保育へ申込みできる方の要件(入所要件)】

- ①河合町立小学校に在籍する児童で、日中常に保護者(両親又はこれに代わる者)が就労等により不在の為保育できず、また他に保育できる者がいない家庭の児童。
- ②その他、町長が家庭の事情を考慮し、特に必要と認める場合。

【入所制限について】

- ①定員に余裕がない場合
※ その場合は、低学年及び保育に欠ける事由の高い児童を優先します(新規・継続ともに)
- ②入所資格を喪失した場合
(例)日中、児童を保育できるようになった、クラブ活動により保育の必要がなくなった 等
- ③正当な理由なく、保育料を3か月滞納した場合
- ④その他、町長が管理上不適切を認めた場合

【申込み書類について】

- ・申込み書類一式は、子育て健康課 と 各学童保育室 にて配布しています。
- ① 学童保育入所申請書(児童1名につき1枚必要)
 - ・「世帯の状況」の欄には、同じ住所地の居住者全員について記入してください。
 - ※ 住民票上の世帯分離、二世帯住宅等、同じ住所地に住民票がある方は全員記入
 - ※ アレルギーや持病、特別な配慮が必要等、該当する場合は裏面に詳細を記入
- ②保育が必要な状況を確認できる証明書(状況の確認のため、1年に1度提出が必要)
 - ※ 父・母・65歳未満の同居親族(世帯分離含む)の証明書が必要です。

保育不可能事由	必要書類	証明者
就労のため(外勤)	*就労証明書(標準的な様式) (採用予定者は内定通知等)	雇用主
就労のため(自営業等)	*就労証明書(標準的な様式) *事業を行っていることが客観的に分かる書類(営業許可書、確定申告書 等)	—
求職活動のため	*求職中(就学)の保育所申込誓約書 *求職活動状況報告書	3か月以内に就労証明書を ご提出ください
母親が出産のため	母子健康手帳(コピー)で出産予定日の確認	母の氏名・出産予定日が記載された ページのコピー
就労予定のため	*求職(就学)中の保育所申込誓約書 (入所後1か月以内の就労を確約)	—
就学のため	*求職(就学)中の保育所申込誓約書 在学証明書および授業カリキュラム	学校長等
保護者が疾病・障がいのため	診断書または身体障害者手帳(コピー)等	医師等
家族や親族の看(介)護のため	診断書または身体障害者手帳(コピー)等	医師等

- ※ 兄弟姉妹が保育所等を利用しており、入所年度の申請にて保育が必要な状況を確認できる証明書を提出している場合、省略可。ただし、その場合は、別途同意書の提出が必要です。

- ※ 保育が必要な状況を確認できる証明書は世帯につき1部で可(兄弟姉妹で入所 等)
- ※ 証明書の日付の有効期間は、原則申込み日の1か月以内の日付に限る
- ※ 長期休暇のみ利用される場合は、夏期休業日利用申込みの際に提出が必要

③預金口座振替申込書

保育料の納付は口座振替となります。また引落しは「南都銀行」からのみとなりますので銀行口座の準備をお願いします。

④保険料 800 円

子育て健康課にて一斉申込をします。申請の際に現金にてお支払いください。

- ・入所希望月の前月までに申込み書類を揃え子育て健康課または各学童室に提出してください。内容を審査し、町長が入所を決定します。
入所を決定した場合は、「入所決定通知書」により保護者に通知します。
 - ・1度入所が決定されると、年度末までの登録となります。変更される場合は所定の様式が必要です。
 - ・継続して入所を希望される場合は、毎年11月頃に手続きが必要です。
- ※低学年の児童を優先して入所決定を行います。高学年の児童は入所決定が遅くなる場合有

【保育時間について】

保育時間は午後5時までですが、勤務等の都合により30分毎の延長で午後7時まで保育を行います。(※児童が全員帰宅し次第、当日の学童保育は閉所します。ご理解願います。)

延長保育を利用される場合、児童の安全確保のため各学童保育室までのお迎えを条件とします。時間を厳守されない場合は、延長保育のお断りや、延長超過分の保育料をいただきます。保護者以外の方がお迎えに来られる場合、事前に学童室への連絡と、送迎者は送迎用保護者認識カードを必ずお持ちください。確認ができない場合、児童の引き渡しを行いません。

◎延長保育を希望される場合は、申請時または、「学童保育変更届」にて届け出ください。

区分	保育(開所)時間
月曜日～金曜日	放課後～午後7時
土曜日、長期休暇、その他	午前8時～午後7時

- ※ 土曜日は合同保育を行います。
保育場所は年度毎(各年4/1～)に変更します。(隔年で変更)
- ※ 土曜日は出席予定者がいる場合のみ開所します。
また、開所した場合も開所より1時間経過しても出席予定者が登所しなければ閉所します。
- ※ 送迎の際は、配布しております送迎用保護者認識カードをお持ちください。
カードがない場合、児童の受け渡しを行わない場合があります。

【学童保育所の休所について】

- ・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日まで)
- ・臨時閉鎖：気象警報(気象警報発令時の対応を参照)
- ・病気 等：病気等で学級閉鎖となった場合、その学級に在籍する児童は学童保育に出席することはできません。
また、法に定める感染症になった児童は回復するまで休所してください。
他の児童に対し、健康上の影響を及ぼす健康状態の児童は病気が回復するまでの間休所を指示することがありますので、保護者は指示に従ってください。
- ・その他、町長が特に定めた日

【保育料について】

〈通常保育の場合〉

保育料(児童1人につき月額)				
午後5時まで (基本料)	5時30分まで	午後6時まで	6時30分まで	午後7時まで
3,000円	3,500円	4,000円	4,500円	5,000円
8月(夏季休業日)、1月(冬季休業日)、3月(春期休業日)は保育料1,000円を上記の金額に追加する。				

(例)5月.延長保育なし ⇒ 3,000円(月額) 午後7時までの利用 ⇒ 5,000円(月額)

8月.延長保育なし ⇒ 4,000円(月額) 午後7時までの利用 ⇒ 6,000円(月額)

〈長期休業日のみ利用する場合〉

	保育料(児童1人につき月額)				
	午前8時から 午後5時まで	午後5時30分 まで	午後6時まで	午後6時30分 まで	午後7時まで
春季休業日 (4月)	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円
夏期休業日 (7月.8月)	9,000円	10,000円	11,000円	12,000円	13,000円
冬期休業日 (12月.1月)	3,000円	3,500円	4,000円	4,500円	5,000円
春期休業日 (3月)	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円

〈申請時間を超えて保育を利用した場合〉

30分につき200円/1回を当日に徴収します。

(例)保育時間が午後6時までであるが、送迎時間が午後6時45分になった。

→400円(200円/30分×2)を当日現金にて徴収します。

※ 出席日数による日割計算は行いません。

※ 当月28日までに変更届(退所)の提出があれば、翌月1日から変更(退所)が可能となります。

期日までに提出がないと、翌月1日から変更できませんので、ご注意ください。

※ 保育料以外に、教材や行事にかかる費用を徴収する場合があります。

※ 通常保育、長期休暇に係わらず、入所の際に、スポーツ安全保険料として 800 円/年額を別途お支払いいただきます。(途中入所、退所等に伴う返金なし)

○(長期休業日)利用可能期間について

・夏期休業日 : 1 学期給食終了後～2 学期給食開始まで

・冬期休業日 : 2 学期給食終了後～3 学期給食開始まで

・春期休業日 : 3 学期給食終了後～1 学期給食開始まで(3.4 月の選択可能)

※ 長期休暇のみ利用する場合の保育料は3ページの表のとおりとなります。

(例)通常利用しておらず、7 月のみ保育する → 9,000 円(長期休業日の保育料)

○保育料の減免について

下記に該当する場合は、保育料の減免を受けることができます。

”学童保育保育料減免申請書”の提出をもって、減免対象となります。

※ただし、午後 6 時から午後 7 時までの保育料は減免の対象としません

- ・同一世帯で複数の登録児童がいる(兄弟姉妹で利用)場合、基本保育料(～午後 5 時)の減免有り。
2 人目は半額、3 人目以降は無料。(長期のみ利用児童は複数児童とみなさない)
- ・生活保護世帯及び住民税非課税世帯の児童の保育料(～午後 6 時)は無料。
但し、教材、行事等にかかる費用は必要。

※(例)減免対象世帯(生活保護世帯及び住民税非課税世帯)の児童が午後 7 時まで利用
基本保育料 : 無料(減免) 午後 5 時～午後 6 時(延長保育料) : 無料(減免)
午後 6 時～7 時(延長保育料) : 有料 →保育料 1,000 円/月額 となる。

※ 長期休業日のみ利用の場合、同一世帯での減免適応はなし。

(例)1 人目(長男)が冬季休業日のみ、2 人目(次男)が通常時の利用(延長無し)
保育料 : 1 人目(長男) 3,000 円 2 人目(次男) 3,000 円

【気象警報発令時の対応について】

〈通常保育〉

気象警報の状況	学校	学童
午前7時までに警報解除	通常通り登校	通常通り開所
午前7時現在、警報発令中	休校	休所
登校後、警報が発令	給食を食べずに下校	休所
	給食を食べてから下校	開所

〈長期休業日、土曜日〉

気象警報の状況	学童保育
午前7時までに解除された場合	全日開所
午前7時～午前11時までに解除された場合	午後1時から開所
午前11時までに警報が解除されない場合	休 所
登校後、警報が発令	開 所

※ 午後1時から開所の場合、昼食を済ませてから登所してください。

【熱中症特別警戒アラートが発表された時の対応について】

〈通常保育〉

熱中症特別警戒アラート発表	学校	学童
前日の14時頃に発表された場合	休 校	休 所

〈長期休業日、土曜日〉

熱中症特別警戒アラート発表	学校	学童
前日の14時頃に発表された場合		通常通り

【入所にあたり準備するもの】

持ち物	用途
連絡帳	保護者との連絡のため
連絡袋	配布物等を入れるため（連絡帳を入れることができる透明又は半透明のもの）
送迎証入れ	指導員が保護者等の確認を行うため（首からかけられるもの等）

【河合町学童保育所の保育の流れ、守るべき最低限のルール】

〈通常保育の場合〉

	内容	詳細	最低限のルール
①	登所	学校終了後、学童室へ登所。 あいさつ、靴を直す。	
②	連絡帳の提出	学年ごとに連絡帳の提出	提出がないと保護者の方からの連絡が確認できない。
③	ランドセルを所定の位置に直す	ランドセル及び自身の荷物を所定の位置に片付ける。	所定の位置に片付ける。 片付けができていないと荷物の紛失につながる。
④	勉強時間	宿題をする時間。	宿題が終わった者は、他の児童の迷惑にならないように本読み等。
⑤	自由遊び	室内にておもちゃ等にて自由遊び等。	使用したおもちゃは遊んだ者が責任を持って片付ける。
⑥	外遊び	校庭(体育館)にて自由遊び遊び等。	危険なもの(枝 等)を用いて遊ばない。 手洗い。
⑦	下校	下校	
⑧	延長保育	DVD 等	下校は保護者の送迎が必要

※1人でもルールを守れない場合、学童に通うすべての児童に迷惑がかかります。

(ランドセルを直していない児童のランドセルに躓き転倒、勉強(宿題)をしたくても周りがうるさくてできない 等)

保護者の方におかれましては、ルールを守るよう、ご家庭にて指導をお願いいたします。

【トラブル(児童同士の喧嘩等)が起きた場合】

〈手や足がでる、取っ組み合い〉

指導員が仲裁に入ります。双方が落ち着いたら、原因等の聞き取りを行い解決に努めます。

激しい喧嘩や怪我を伴う喧嘩の場合は、双方の保護者に報告をします。

このような場合は、保護者間での解決をお願いします。

〈口喧嘩 等〉

なるべく児童同士で解決できるように双方に和解を促します。

【学童保育中の怪我(けが)について】

学童保育では、たくさんの児童が放課後等を過ごしています。

危険な行為・怪我(けが)につながる行為については注意を促し、怪我(けが)の防止に努めています。

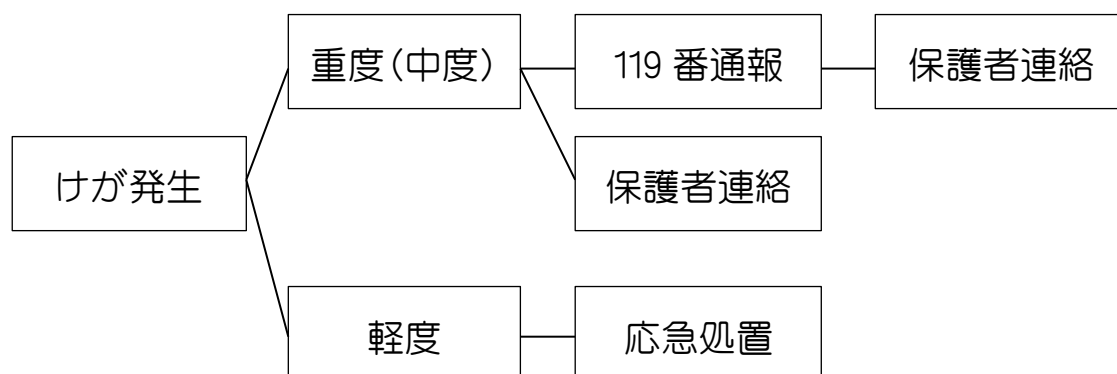
しかし、突発的な事柄(転ぶ等)や児童同士の喧嘩、指導員の注意を聞かない等により怪我(けが)が起こります。

怪我(けが)が起これば下記のとおり対応いたしますが、100%怪我(けが)を防ぐことは不可能です。

各ご家庭でも危険な行為をしない、学童保育のルールを守る等、お子様に言い聞かせていただきますようお願いいたします。

指導員一同安全な学童保育を目指し努めてまいります。保護者の皆様にはご理解とご協力をお願いいたします。

〈学童保育中に児童が怪我(けが)をした場合の対応〉



※指導員で対応できない怪我(けが)が発生した場合は、119 番通報を行い、専門家に処置の判断を仰ぎます。

救急搬送が必要と判断された場合は、救急車にて病院に搬送します。

※軽度な怪我(けが)(擦り傷 等)につきましては、指導員が応急処置を行います。

ご自宅にて、保護者の方も怪我(けが)の程度の確認をお願いいたします。

【書類提出について】

〈退所、保育時間の変更〉

学童保育を退所、申込みいただいている保育時間の変更(延長保育の利用、延長保育の解除等)がある場合は、該当月の前月28日までに、学童保育所又は、子育て健康課に”学童保育変更届”を提出してください。期限に間に合わない場合、対応できかねます。

〈児童の出欠表〉

前月の中頃に次月の出席予定表を学童より配布します。該当月の前月までに必ず学童室へ提出してください。提出いただきました出席表に変更がある場合は、必ず学童室までご連絡ください。開所時間外は、留守番電話の設定をしておりますのでご利用ください。

(学校を欠席される場合は、学童にも連絡をしていただきますようお願いいたします)

出席予定になっているのにもかかわらず、児童が学童に登所していない場合、児童の安全確認のため、保護者に電話連絡を行います。予定が変更になった場合は、必ず連絡をお願いします。

【こんなときは…】

〈保護者の仕事がお休みの場合〉

学童保育の趣旨から、家庭に保育できる保護者がおられる場合は、できるだけ家庭での保育をお願いします。

〈保護者の勤務先、緊急連絡先の変更〉

児童に体調不良や怪我(けが)等があった場合、保護者に連絡いたします。申請書に記載している事由に変更があった場合は、速やかに学童室まで連絡してください。

〈給食がない日や学校休業日の昼食は… おやつ提供は…〉

給食がない日は必ずお弁当をお持ちください。

学校休業日は必ずお弁当、おやつ、水筒をお持ちください。

学童室でのおやつ提供は行っておりません。

延長保育を利用する場合は、各家庭からおやつを持参してください。

(1日分に小分けし、1週間分程度をまとめて学童室までお持ちください)

〈学童室へ忘れ物をした場合〉

学童室の開所時間中(～午後7時)は対応できますが、開所時間を過ぎた場合対応はできません。(児童全員下校後を含む)

次の開所日の対応となります。忘れ物をしないように児童への声かけをお願いします。

〈服装はどうすればいいの…〉

学童室の服装の指定はありませんが、活動しやすい服装で過ごしてください。

着替えが必要な場合は、その都度着替えをお持ちください。学童室での貸し出しありません。

〈学童室の電話が繋がらない…〉

開所時間外の連絡は、留守番電話をご利用ください。開所時間中に電話の不具合等により、学童室への連絡ができない場合は、お手数をおかけしますが、子育て健康課までご連絡ください。

【保護者の方へのお願い】

- ・各自の持ち物には、必ずすべてのものに記名をお願いします。（小さいものもすべて）
- ・連絡帳は毎日必ず提出し、毎日確認してください。
下校時間に変更がある場合は、連絡帳に記入又は学童室に電話してください。
- ・送迎の際は、事前に配布します”送迎証”をお持ちください。
- ・児童のみで学童室へ登所、下校する場合は、必ず決められた通学路にて行ってください。
違う経路の場合、保険が適応されないことがあります。
- ・学童室へ不要なもの（各家庭のおもちゃ、ゲーム 等）は持ってこないでください。
もし、学童室で破損、紛失等があった場合、責任を負いかねます。
- ・保育時間中、児童が物品、他の児童の持ち物等を破損させた場合、保護者に費用を負担していただきます。
- ・学童室では、学習時間は設けておりますが、学習の指導は行っておりません。
- ・保育料は各月月末（休業日の場合は翌営業日）に登録いただいた指定口座より引落しします。
引落日には、資金不足等がないようご注意ください。
- ・保育料の滞納が 3 か月続いた場合、退所及び今後の入所をお断りします。ご了承ください。
- ・出欠表や保育時間の変更等（【書類提出について参照】）があった場合、期限を厳守してください。
- ・”河合町学童保育のしおり”最終項の「河合町学童保育所のやくそく」を児童と一緒に確認し、ルール、約束を守るようご家庭でも指導をしていただきますようお願いいたします。

学童保育所は保護者（児童）の方のご協力のうえに成り立っております。保護者の方には、何かとご迷惑をお掛けすることもあるかと存じます。何卒、学童保育の運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●河合町役場 子育て健康課 Tel 0745-57-0200

●学童保育所

【河合第一小学校学童保育所】 河合町池部 1-15-10 Tel 090-4641-0672

【河合第二小学校学童保育所 A】 河合町星和台 2-7-1 Tel 080-2476-8323

【河合第二小学校学童保育所 B】 // Tel //

河合町学童保育所の「やくそく」

- ・ 学校が終わればまっすぐ学童保育所に来ましょう。
 - ・ 学童保育所につけば、元気に「ただいま」のあいさつをしましょう。
 - ・ くつをぬいで自分のくつばこに入れましょう。
 - ・ 学童保育所に来たら、ランドセル、持ち物を「自分のロッカー」に入れましょう。
- (れんらく帳は提出しましょう)
- ・ 手洗い、うがいをきちんとしましょう。(かぜをひいたり、病気にならないように)
 - ・ 体がしんどい人は、すぐ先生につたえましょう。
 - ・ 宿題はしずかにしましょう。
 - ・ 教室では走ったり、あばれたりしないですごしましょう。
 - ・ 教室のものは大切にしましょう。(本、おもちゃ、ボールなど)
 - ・ お友達となかよくあそびましょう。(なかまはずれや暴力などは絶対いけません)
 - ・ 勝手に教室や学校の外に出て行ってはいけません。
 - ・ 運動場であそぶときはかならず先生といっしょに行きましょう。
 - ・ おべんとうを食べる前は手をあらい、きちんとすわって食べましょう。
 - ・ あそんだ後、つけたものはきちんとかたづけましょう。
 - ・ わすれものをしないように帰るじゅんびをしましょう。
 - ・ お迎えが来たら「さようなら」とあいさつをして帰りましょう。
 - ・ またあした、元気に学童に来ましょう

保護者の方へ:学童保育に通う児童全員が、安心・安全に放課後等を過ごすため、入所の際に「河合町学童保育のやくそく」を守るようお子様に指導していただきますようお願いいたします。1人でも約束を守れない場合、学童に通うすべての児童に迷惑がかかります。